

茂原市まちづくり条例策定協議会 第5回会議 概要

開催日時	平成26年5月20日(火) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 荻込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第2章 情報の共有 ・第3章 市民参加のまちづくり (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none"><li>・13時現在の出席者は17名。定足数に達したため、会議は成立した。</li><li>・ここからの進行は関谷会長にお願いする。</li><li>・引き続き、忌憚のないご意見を頂戴し、議論を進めてまいりたい。</li><li>・あらかじめ配布された次第に沿って会議を進める。</li><li>・提言書項目の検討として、今回は「第2章 情報の共有」の部分について、一定の合意が得られた。本日は、それを改めて確認することと、それを踏まえた上で、今回は議論が途中になってしまったが、「第3章 市民参加のまちづくり」についても本格的な議論を進めてまいりたい。</li></ul>
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"><li>・まず、配布されている資料について、事務局から説明をお願いしたい。</li><li>・本日の資料は、あらかじめお送りした「暫定稿(第2章)」、「第4回協議会の論点の整理」、「提言書と他市条例の比較(市民自治の仕組み、協働)」、行政手続条例の条文である。これに加えて、お手元に「感想等記入用紙」をお配りした。</li><li>・傍聴者の皆様には、併せて提言書の「第3章～第5章」を抜粋したものを配りした。行政手続条例については、ページ数の関係で備付資料とさせていただいたので、ご理解をお願いしたい。</li><li>・「感想等記入用紙」について、前回の協議会の最後で、傍聴者の方から感想を寄せていただいていたというご意見をいただいたので、事務局で用紙を作成した。協議会傍聴要領の第7条では、「この要領に定めるもののほかは、会議においてこれを定める」ということになっているため、会議において決をお取りいただき、その後に傍聴者の皆様に用紙</li></ul>

をお配りしたい。

- モバリんの表紙が付いた「暫定稿（第 2 章）」については、前回の協議会で「第 2 章 情報の共有」について一定の暫定的な合意がなされたことを受けて、事務局において作成したもの。
- 表紙に「逐条解説」と銘打っているが、今回の第 2 章の暫定稿に加えて、今後の第 3 章以降、およびさかのぼって前文・総則までが最終的に確認されたとき、それらが積み重なっていわゆる「逐条解説」になるようなイメージで作成させていただいたので、ご確認をいただきたい。
- ページを開いて 1 ページ目に「第 5 条 市政に関する情報の共有」があるが、第 2 項については、前回の協議会において、情報公開条例と行政手続条例を並び書くことについて、未定だが暫定稿に含めておくということになったので、下線を引かせていただいた。あらかじめお配りした行政手続条例を参考に、未定の部分についてご確認いただきたい。
- 条文の下には、条文の意図するもの、条文の解釈運用についての「解説」を加えている。具体的には、前回・前々回の議論で「企画立案段階からの情報の共有」が、暫定的な合意としては「いつの時点と線を引くのは難しいので、条文本文にうたうのではなく、解釈運用の中で形作っていく」ということになったため、第 1 項の解説の 2 番目に、協議会の議論で出てきた「たたき台」というような話も含めて記載した。
- このように、今後も協議会における議論を拾い上げ、「条文の文章表現とするもの」と「解説にうたい、今後の解釈運用に委ねるもの」を整理してまいりたい。
- 第 7 条の「説明責任・応答責任」については、前回の議論の中で「説明責任・応答責任は市だけでなく議会にも当てはまる原理原則」ということとなったため、主語を「市及び議会」としている。
- その次の横書きのページについては、いわゆる新旧対照表であり、左側が前回協議会での暫定稿、右側が元の提言書となっている。
- 本日の会議の冒頭で暫定稿についてご確認いただき、修正意見等があれば、それをさらに反映させてまいりたい。
- 最終的に暫定稿が積み上がった段階で、全体を通して文章表現のトーンが統一されているかなどの確認を取りたいと考えている。
- 「第 4 回協議会の論点の整理」については、前回の協議会の終盤で、「第 8 条 市民の権利」と「第 9 条 市民の役割」について議論が及んだ。そこでの議論を整理したので、本日の後半は、この資料を元にさらなるご議論をいただければと思う。
- 「提言書と他市条例の比較」については、市民自治の仕組み及び協働の章について、前回と同様に流山市、小平市、一宮市と茂原市（提言書）を比較したものを作成した。本日の後半で市民自治の仕組みや協働の章まで議論が及んだら、参考としていただきたい。

- 「地域コミュニティ」については、大きく分けて「地域コミュニティの位置付け」「地域コミュニティ間の連携」「地域コミュニティの育成・支援」の項目がある。一宮市は、後ほど出てくるが、「地域活動団体」と「非営利活動団体」を区別して、それぞれの位置付けをうたっている。
- 「地域におけるまちづくり」については、一宮市と茂原市（提言書）にその項目がある。地域での課題解決の仕組みとして、地域まちづくり協議会を設置することが述べられている。
- 「地域活動団体」と「非営利活動団体」については、一宮市で「地域コミュニティ」を特に分けて位置付けている。他市及び茂原市（提言書）では、それらをまとめて「地域コミュニティ」と定義しているのが大きく異なる点。
- 「住民投票」については、大きく分けて「住民投票」「結果の尊重」「住民投票の手続き」の3項目がある。このうち、流山市はいわゆる「常設型」であり、小平市、一宮市及び茂原市（提言書）では、対象事案ごとに条例を制定して住民投票を実施する、いわゆる「非常設型」となっている。
- 「協働」については、大きく分けて「協働によるまちづくり」「協定・合意」「行政の役割」がある。茂原市（提言書）でうたわれているまちづくりの基本原則は、「情報の共有」「市民参加」「協働」の3本柱から成っており、協働の章まで検討を終えると、市民参加のまちづくりのルールから、行政・議会のあり方へと議論が移っていくことになる。
- まず、傍聴者の方々からの感想等をいただいておりますが、今回事務局で記入用紙を作成していただいた。ここに記入していただき、協議会においてそれを共有していくということにしたいが、このことについて何か確認しておきたいことはあるか。

関谷会長

（異議なし）

委員一同  
関谷会長

- それでは、この用紙を用いて傍聴者の方々から意見を頂戴するということにしたい。
- 続いて、前回「第2章 情報の共有」については一定の合意をいただき、どのようにこの条文を運用していけばいいのか、どのあたりがポイントになるのかについて、何回かに分けて皆さんからご意見をいただいていたが、条文としてある程度集約させたものを「暫定稿」として逐条解説の形でまとめてある。改めて第5条～第7条の文言についてご確認いただきたい。
- また、その下に「解説」とあるが、憲法にはじまり法律、条例等には常に解釈・運用が伴う。憲法一つをとっても、集团的自衛権をどのように認めるか認めないかということが最近話題になっているが、これは解釈をめぐる議論であり、かなり幅がある。政府による解釈の形が出されて

いるが、それ以外にもいろいろな考え方があ。条文は、どのような文言を確定させても、必ず解釈が伴う。どのような趣旨で、どのようなことを狙いとして、その条文が設けられ、どのように運用していくのかについて、さしあたりの解釈の理解をこのような解説に盛り込むというのが、近年の条例運用の中ではかなりみられる傾向である。しかし、これでもさらに解釈等が出てくるので、実際の多くの運用の中で、その都度確認していくということになると思う。

- そのようなことを念頭に置きながら、暫定的にまとまったものをご確認いただきたい。
- あくまでも暫定的なものであり、今後の議論の中で、ここに立ち戻って再度議論するということについては開かれている。
- (第5条第1項の) 解説の2つ目に「市の基本的な政策等」とあるが、前回も議論になったと記憶している。「基本的な政策」とは無制限なのか、ある程度制限のあるものなのか。
- 必ずしも明確な線を引いたということではなかったと思うが、事務局の方で補足はあるか。
- 前回の議論の中では、「パブリックコメント要綱にうたわれているような市の基本的な計画や政策の立案に関して」という意見をいただいております、そこから拾い上げたもの。「基本的な政策」とは何かを解説ではうたっていないので、必要であれば解説に加えてまいりたい。
- 「基本的な政策」の範囲は非常に難しいと思う。いろいろな意見が出たと思うが、現在、議会側で議会基本条例を検討する中で、「議会が議決すべき事項」という部分がある。非常に限定的にうたっており、例えば「総合計画や都市マスタープラン、介護関係の計画等」という表し方をしている。本来は、具体的にどのような計画とうたうのが一番分かりやすいが、かなり範囲が広いので、解説の中で全部うたうのは非常に難しいという感じがする。
- 市民の関わるものというと、福祉関係や子育て関係、環境整備や道路、用水路など、生活していく上で具体的なジャンルがあると思う。そのようなものを例として入れれば、よりわかりやすいのではないか。
- この解説を見ると、いわゆる「たたき台の段階」など適切な時期に情報を提供することが重要とある。私は、ものによるのではないかと考えてお聞きした。市が自ら率先してやらなくてはならないこと、市民といっしょにやらなくてはならないこと、市民が自らやらなくてはならないことなど、いくつか種類があるのではないかと思う。
- そのような中で、「市の基本的な事項」とは、協働でやるような事業をイメージしているのではないか。
- 「たたき台の段階」とは、まさに協働の関係から出てきている言葉だと思。

鈴木(弘)委員

関谷会長

事務局(企画政策課主査)

中山委員

森川委員

鈴木(弘)委員

関谷会長

- 中には、市が自ら責任を持ってやらなくてはならない事業もあると思う。その結果を、議会で承認をもらって、市民にしっかり示していくのであり、レベルがいろいろあるのではないかと考えて質問した。
- その点については、第5条の主語は「市及び議会は」となっているので、市が独自でやるべきこと、議会が独自でやること、市民との協働でやることのすべてをカバーしていると思われる。
- その中で、市がどのような形で情報を出していくべきなのか。市が責任を持ってやるべきことの中にも、市民の意見を反映させていくということもあるし、協働でやっていく場合も、それ以上にお互いの情報を共有していくことが必要になる。
- 「基本的な政策等」は、そのような意味で広範囲なものであり、どれを含むのかは運用の中である程度積み重ねて、その都度確認していく必要があると考える。
- 例示を入れるべきかどうかについては、分かりやすさという点では良いが、例示したもの以外は認めないのかという話が常に付きまとう。そのあたりも配慮して、例示するよりも、「基本的な政策等」とやや幅を広く持って表記しているというのが、今の段階である。

中山委員

- 前回も同じ質問をして、パブリックコメント要綱第3条に載っているものという回答があった。「具体的にこのようなものが当てはまる」というものを事務局から話せば、わかりやすくなるのではないかと。

事務局(企画政策課主査)

- 中山委員のおっしゃるとおり、パブリックコメント要綱第3条では「市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃、市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃、市の基本的な政策及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定、市長が特に必要と認めるもの」とうたわれている。これらを解説に加えることができると思う。次回、暫定稿その2として、それらを入れたものを提示させていただきたい。

関谷会長

- パブリックコメント要綱に即してお話をいただいたが、そもそもパブリックコメントの位置付けをどうするかという話もいずれ出てくる。それとの絡みで、どのように解説に盛り込めばいいかは、少し流動的になると思う。
- あくまでも暫定的に進めているので、パブリックコメント要綱に即した話を盛り込んだものを次回反映したい。

永長委員

- 第5条第1項の解説の3点目に、「情報提供の手法には長所・短所がある」と言い切ってしまうているが、共有の手法も運用の中でこれからいろいろ検討していくのであるから、「手法は様々ある」というように解説を修正したほうがいいのではないかと。
- 未定稿となっている第5条第2項の「茂原市行政手続条例」については、内容が処分の基準や審査の基準、行政指導の指針を定めたものであり、

- ここでいう情報公開・情報共有とは少し質が違うと思うので、「行政手続条例」については削除した方がいいのではないか。
- 併せて、各項の文末が言い切りになっているが、市民との情報の共有もさまざまであるので、「～するものとします」という表現の方がなじむのではないか。
- 関谷会長
- 行政手続条例については、市民の会の委員からお話があったかと思うので、一言お願いしたい。
- 犬飼委員
- 行政手続条例第 10 条に「公聴会の開催等」があり、これは申請者以外の者に対する規定であるので、情報の共有に通ずる部分もあるとは思いますが、情報公開条例に包括されると考えれば、「行政手続条例」は敢えて入れなくてもよいと思う。
- 関谷会長
- 条例全体の趣旨を考えると、それらを含めて包括的に取り扱っているので、「行政手続条例」という文言は削除するという方向で整理したい。
  - 永長委員から発言のあった「情報提供の長所・短所」という表現については削除することとし、文末表現についても「～するものとします」ということで整理したい。
- 河野委員
- 第 5 条第 2 項について、市民の会で「企画立案段階からの情報の共有」が取りざたされた経緯としては、土地開発公社の問題のように、市民が知らないうちに負の遺産がつくられていたということがある。
  - 「いつが適切な時期かは、運用の中で形作る」とあるが、時期が適切であったかどうかを、その都度確認することになるのか。
- 事務局(企画政策課主査)
- 市民からの意見を、計画案の修正に反映させることができると市側が判断した時期に、市から情報を提供し、それに対して市民側からの応答の積み重ねで、形作っていくことになる。前回の議論の趣旨も、その都度確認するというものではなかったと思う。
- 関谷会長
- 情報提供の「適切な時期」は、一律的には決められない。行政側が時期を判断して発信し、それに対する市民の声が出てきたら、おのずと形作られていくことになると思う。
- 事務局(企画政策課主査)
- 本日いただいたご意見を反映させて暫定稿その 2 を作成するので、再度ご確認いただきたい。
  - 次回、暫定稿その 2 を作成するに当たり、例えば「情報公開条例」を条文中に入れ込むには、正式には「茂原市情報公開条例（平成 24 年茂原市条例第 20 号）」という表現になる。また、第 5 条第 3 項に「審議会その他の附属機関」とあるが、これも「附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定により設置した附属機関をいう。）」という表現が正式。さらに、「あたって」は常用漢字の「当たって」とするなど、条例独特の言い回しがあるので、事務局において修正した上でお示ししたい。
- 関谷会長
- 続いて、第 3 章「市民参加のまちづくり」の検討に移りたい。前回は第

8条から第10条まで議論が及び、論点を整理したものがお手元に配られている。

- 前回、第8条の「参加する権利」の「権利」という表現が引っかかるというようなご意見も頂いたが、権利があって第10条の機会の保障へと繋がるなど、密接な関係にある。
- また、前回、「市民」の範囲がどこまでかを協議会で議論していないということも話題に上った。総則の定義部分を後回ししているが、ある程度考えを共有しておく必要がある。
- 第9条には「市民がまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努める」とあるが、この表現をどうとらえるかで、積極的に参加したくないという人もいるという話になった。もちろん、それを条文に描くわけにはいかないが、「積極的に参加すること＝いいこと」とうたってしまうと、参加したくない人はある種の排他的な意識を感じてしまうことも、なきにしもあらずである。このあたりをどう描くかも、一つの論点になると思う。
- 以上のことも踏まえて、第8条から第10条までまたがるイメージで、改めて皆さんからご意見を頂戴したい。
- 議論のきっかけとして、第8条で「市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有している」とあるが、市民の会では「まちづくり」をどういうイメージで用い、どのような意見や議論があったのか、お聞かせいただきたい。
- 先ほど「市民に関わる部分」という話があったが、総合計画の6本の柱の「教育文化」「健康福祉」「生活環境」「都市基盤」「産業振興」「市民自治」のいずれも市民に関わるものだと思う。市民の会の中でも、そのような意見があった。そこに関わるものすべてが「まちづくり」になると思う。
- やはり市民が主体だと思う。行政や議会は、求めるところは市民の福祉、住んで良かったという幸福である。前回、「権利」という言葉は少し固いのではないかというご意見があったが、やはり計画や実行、評価に関わるのは「権利」だと思う。ボランティアやNPOということを考えると、これはもしかしたら「義務」ではないかというご意見もあったが、やはり「参加する権利」ではないか。
- 市民の「権利」という言い方は、多くの条例の中で用いられているし、市民自身が有権者なり主役であることを考えると、「権利」という規定は要になる一つの大事なポイントであると思う。私も基本的にはこの規定でいいと思う。
- 固苦しいというイメージもあるが、「権利」という用語自体、英語で言うと「right」であり、明治期以降、この国でも「権利」という言葉をどのように定義し、どう用いるかという長い歴史の中で、「権利」という

犬飼委員

関谷会長

言葉が定着してきた。

- もちろん、解説等で「権利」がどういう意味なのかは説明する必要があるかもしれない。
- その上で、「まちづくり」について、今（犬飼委員から）お話いただいたのは、「総合計画」ということだったが、それは「行政」である。「まちづくり＝行政活動」なのかということも、少しお考えいただきたい。
- この後の条文を見ると、地域活動やコミュニティ活動というのが出てくる。地域でやっているのは、行政活動とは違った領域になる。「まちづくり＝行政活動」としてしまうと、そのようなことが包摂できなくなるということになる。そのあたりをどうするか。
- 「論点整理」の資料の 1 ページの一番下に、「行政参加、地域参加、議会参加など様々な局面」とあるが、いずれにしても原点には市民がおり、その市民が参加することを保障するのが「権利」としてある。活動の全体を盛り込む言葉の表現として、どういうものがあるのかといったときに、近年よく使われているのが、この「まちづくり」という言葉であり、ひらがなで書くことが比較的多い傾向にある。もちろん、この言葉に収れんさせる必要はないが、近年ではよく使われていることは補足しておきたい。

犬飼委員

- 提言書の 10 ページに定義があるが、私たち市民の会では、「まちづくり」について、「誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる豊かな茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業」と定義した。

中山委員

- まちづくりの主体が市民であるということは間違いないと思うが、前回市民の会の皆さんは「まちづくりの主体は三者、市民・行政・議会」という言い方をしていた。どこが違うのか、具体的にご説明願いたい。

犬飼委員

- 市民が本来だと思う。私たちの提言したまちづくり条例は、「市民・行政・議会が協働してまちづくりを行っていく」という内容で出来上がっている。主体はやはり市民であり、市民が行政・議会に選挙で付託している部分があるので、行政も議会も主体になるのではないかと。それで協働が成り立つのではないかと思う。
- 全国で 300 ほどあるまちづくり条例や自治基本条例の中には、あくまでも市民が主体という考え方の条例もあるが、その場合には、協働という言葉が入っていない。私たちが作った提言書は、最初から協働していきましょうというスタンスになっている。

中山委員

- 前回の議事録の 27 ページ中段で、犬飼委員がまちづくりの主体についてお話されており、そこで「主体は市民、市、議会である」とおっしゃっているのですが、私はそうであればそれで通していいのではないかと思うが、主体が急にまた市民に変わってしまったので、それでよいのかとお聞きした。

犬飼委員

- ここは市民の権利をうたっているもので、市民の権利の中の「主体」であ



- 永長委員
- まちづくりの主体は、やはり行政と議会と市民であると思う。今おっしゃっていた8条は「市民の権利」であるので、市民の説明だから「市民が主体」と言っていると理解した。
  - 「主権は国民」と言うように、あくまでもまちづくりは市民のためにやっているものであり、主権は市民である。まちづくりを行うのは、協働という項目もあるように、市民であり、行政であり、議会であると思う。
  - 「まちづくりの定義」はファジー（あいまい）かもしれないが、関谷会長もおっしゃったように、ここでいう「まちづくり」は広くとらえた方がいいと思う。
- 関谷会長
- ここは、いろいろな要素が入り込んでいると思う。市民の権利を、どのようにうたうか。茂原市の市民が主権者であり、そこがすべての源泉である。その市民が首長を選んだり、議員を選んだりするという構図になっている。
  - 条例によっては、「市の主権者としての市民」という文言で書いているところもあれば、もう少し分かりやすく「主役としての市民」として描くところもある。この辺は、もう少し議論が必要などころではあるが、あくまでも実際の主役、権限・権力の源泉としての市民がいるということ。をまずうたうということ。
  - 「まちづくり」は、今ご指摘いただいたように、市民・行政・議会が三者としていろいろな取り組みを行っていくこと。その取り組みを行う主体、担い手として、三者がいる。源泉と担い手は分けて考えてもよいのではないか。ここは、それらを一緒に盛り込もうとしたのではないかと思う。場合によっては、分けて条文を作ることも必要ではないか。
- 三浦委員
- まちづくりの担い手の「一員」とすると、意味合いが弱くなってしまうのではないか。
- 関谷会長
- 活動の担い手としては「一員」でいいと思うが、あくまでも源泉は市民であり、そこは明確に区別しておかないと、源泉も一員と言ってしまおうと弱くなってしまうと思う。いろいろな活動を行う担い手としては、三者でいいと思う。
- 永長委員
- 主権の話は、前文でうたうべきではないか。個々の条文は、主権が市民にあるという前提で描かれている。
- 関谷会長
- 主権者や源泉、この後の章に出てくる「市民自治」をトータルとしてどうとらえるかは、とても大事な部分である。これを第3章に含めるかどうかという議論もあり得る。
  - 第3章の「市民参加のまちづくり」は、どちらかという活動の担い手であり、行政・議会といっしょになってまちづくりを行っていく主体として、市民を描いていると思う。市民自治をどうするか、源泉をどう考えるかという原理原則の話はどうとらえるのか。前文がいいのか、最初

の総則がいいのか、位置付けは後日考えることとして、第3章はあくまでも「市民参加のまちづくり」として、いろいろな活動をやっていく担い手、主体として市民・行政・議会の三者を想定しているという理解でいかがか。そうしないと、いろいろなものが混在し過ぎてしまうと思う。

- 原理原則論は（条例の）前の方に委ね、第3章は「市民参加のまちづくり」ということに絞って規定を考えるということにしたいが、市民の会の皆さんはいかがか。

- それを大前提として確認した上で、さらに中身についてご意見を頂戴できればと思う。

鈴木（弘）委員

- 第8条第2項で、「市政に関する情報を知る権利」とあるが、これは「まちづくりに関する情報」とせずに「市政に関する情報」とした何らかの理由があるのか。

犬飼委員

- 先ほど「まちづくり」を広い範囲でという話があったが、ここはやはり市や議会に対してであるので、「市政に関する」ということになると思う。地域での市民自治は、行政とは別になる。いろいろな範囲が「まちづくり」には含まれているが、その中の「市政に関する情報」について、「知る権利」があると思う。

関谷会長

- もう一度整理すると、「まちづくり」は行政活動だけに限らず、幅広くとらえていく。また、まちづくりの主体は三者を想定しているということ踏まえ、幅広い「まちづくり」の活動を行っていく上で、「まちづくり」を行う一員としての市民は、市や議会の情報を知る権利を有するという位置付けである。

鈴木（弘）委員

- 「市政に関する情報」というのもわからなくはないが、「市民参加のまちづくりを進めるにあたって必要となる市政に関する情報」というのであればよいが、現在の案だと一般論のように見えるので、違和感を覚えた。市民参加のまちづくりを進めるにあたって、必要な情報は適切に共有されなければならないということだとは思いますが。

関谷会長

- そもそも論として、「知る権利」は第2章の「情報の共有」に入れた方がいいのか。情報の共有主体として知る権利を位置付けるほうがいいのか、それとも市民がいろいろなまちづくりに参加する一環として知る権利を位置付けるのか。提言書では、参加する一環、あるいは前提として知る権利が大事であるといううたい方をしており、位置付けの仕方としては両方があり得る。

白土委員

- 第8条第1項の提言理由の一つ目に、「市民にはまちづくりに参加する権利と役割があることを明確にした」とあるが、条文には役割について入れなかったのか。

犬飼委員

- 市民の役割については、次の第9条で述べられている。

白土委員

- 役割は次の条文に委ねることになるのか。

関谷会長

- 第8条は（市民の）権利、第9条は（市民の）役割と区別している。

- 白土委員
  - 犬飼委員
  - 森川委員
  - 犬飼委員
  - 関谷会長
  - 河野委員
  - 関谷会長
  - 千葉委員
  - 犬飼委員
  - 森川委員
  - 犬飼委員
  - 田中委員
  - 丸嶋委員
- (第9条の提言理由である役割を) 第8条の提言理由に書いた理由は。
  - 「権利と役割」ということで、第8条が権利、第9条が役割になっている。役割についての解説は、第9条に入れ込むほうがいいかもしれない。
  - 鈴木委員もおっしゃっていたが、「市政に関する情報」を第8条第2項に入れるのは場違いのような気がする。「まちづくりに関する」という文が入った方が分かりやすいのではないか。
  - 「まちづくりに関する市政の情報」とした方がよいか。
  - 市政情報は、ある意味ではまちづくり情報でもある。
  - 分かりやすいのなら「まちづくりに関する」でも一向に構わないと思う。内容は変わらない。
  - ここは「市民参加のまちづくり」の章であるから、「市及び議会の有するまちづくりの情報」としたほうがすっきりはするが。
  - 逆に「まちづくりに関係ないので情報公開しない」ということになるのではないか。ここは市民の権利として載せるのであるから、市民が求めるのであれば情報公開しなくてはならないという意味で、少しきつめに「市政全般に関係する」としてはどうか。
  - 第5条第3項に「市及び議会は、保有する情報を適正に公開する」とあるが、重複しないか。
  - 市は責務を有しており、市民には権利があるので、対になる規定。
  - 第2章の市政に関する情報の共有に準ずる規定としてはどうか。
  - (情報公開と知る権利は) 対になるものであり、「準ずる」は必要ないと思う。市及び議会には説明する責任があり、市民には知る権利がある。敢えて繋げる言葉を入れる必要がないのではないかと思う。
  - 情報公開条例の最初では、「市民の市政に関する知る権利」を全うするためと目的を定めている。それを踏まえて改めて第8条を見ると、違和感がある。
  - 第1項は参加する権利をうたっているが、第2項では突如として「知る権利」が出てくるので、なぜだろうということになるのではないか。条例の趣旨は、三者が主体性を持った関わり合いの中で、まちづくりを進めることであり、「市が持っている情報」を積極的に知ろうということになっている。情報の流れを全体から見れば、「まちづくりに関する情報を知る権利がある」という書き方のほうがいいのではないか。
  - どうしても「市政に関することを知る権利」、情報公開条例に書いてあるのにそれに足したいということになれば、総則のところ、何のためにこの条例があるのかという趣旨を書いていくならまだしもと思う。
  - 私は、むしろ「市政に関する情報」の方がいいのではないかという意見。
  - 地域では高齢化が進み、行政も市民も誰も遭遇したことがない社会に立ち向かうのが大きな命題であり、まったく異質なものを統合することが進められている。まちづくりに関しても、「まちづくり」という概念の

中ではなく、市政全般の中に、これからの社会をまちづくりしていくためのヒントがあるような気がする。「まちづくり」という限定ではなく、「市政」としたほうがよいのではないかと思う。

関谷会長

- 「情報公開」と「知る権利」は、趣旨が全く異なることは押さえておいていただきたい。もちろん連動するものではあるが、あくまでも「情報公開」は組織に課せられる責務の話である。個人であろうと団体であろうと、情報を知りたいというのは、切り口も趣旨も異なる。
- 例えば、子育てを例にとれば、市の取り組みの情報を積極的に出すだけでなく、第8条でこのことをうたうというのは、このまちで子育てにどんな問題があるのかを含めて幅広く知らないで、まちづくりにつながっていかないということである。
- 第8条は、私が推察するに、「まちづくりについて必要な情報を市民が得ることができる」ことをうたおうとしているのではないか。その趣旨と表現をどうするか。

永長委員

- 県の情報公開条例では、「県民の知る権利を尊重する」とうたわれているが、直接的に「県民が知る権利を有する」とは書いていない。
- 茂原市に置き換えれば、市民には「知る権利がある」のだから、何でもかんでも出せと言われてしまうのではないかということが気になってしまうが、そのあたりは解釈できちんと整理すべき。
- 知る権利が全て直接的にかかるのではないかと、行政の立場からは考える。

犬飼委員

- 茂原市情報公開条例の第1条（目的）には、「公文書の公開を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参画の促進及び開かれた市政の実現に資することを目的とする」とうたわれている。
- 田中委員が投げかけられたことと関連すると思うが、市民の市政への参画の促進、開かれた市政の実現のためには、情報の公開がされないと進んでいかない。情報の共有、公開、説明責任や応答責任は、大前提になるのではないかと思う。私たち市民に知る権利が保障されていないと、市政はひらかれていかない。段階的にだとは思いますが、徐々にひらいていくことが大前提。情報公開条例にもうたわれていることだし、ここに載せて構わないのではないかと思う。

関谷会長

- 知る権利が先にあり、それにそれぞれの機関としてどう応えていくかという部分で、情報公開条例が流れとして出てきた。過去に情報公開の動きが出てきたとき、行政では相当の衝撃を持って受け止められたが、国民・市民に対してどんどん情報がひらかれていくということで、期待を持って受け止められたという経緯もある。
- この条例の中に、そもそも論として知る権利を入れることは問題ない。

その位置付け方として、主権者や市民自治と並ぶ形で「知る権利」を原理原則論として条例の最初の方に持っていくというのが一つの考え方。もう一つの考え方は、第2章の情報の共有にペアとして入れ込んでしまうというもの。もう一つは、提言書にあるように、第8条（市民の権利）に入れ込むというやり方である。どれがいいかは、お考えいただきたい。

- 一般的な自治体の条例を見てみると、主権者ということを含めた原理原則論と市民参加の権利を、だいたい一緒に書いてある。「まちづくり」を前面に出すというより、市民には参加の権利があるということを明確にうたっている。まちづくりに関することは、参加をどうするか、協働をどうするかということがあがるが、一緒にしているところが多い。その中に、知る権利も一緒に位置付けている。事務局で用意してくれた他団体の事例でも、だいたいそのようになっている。
- 先ほど確認したように、原理原則とまちづくりの活動の担い手は分けていくということも検討を要する。まちづくりの主体としての三者がいっしょとなって活動に励んでいく、そのようなところに市民が参加できる権利を保障するというのが、第8条の基本的な位置付けになっている。その中に「市民の知る権利」があることに違和感があるというご意見は、原理原則の話とまちづくりの具体的な活動が区別した方がいいのではないかというご意見と、おそらくは繋がってくる。
- 知る権利をここ（第8条）に位置付けた方がいいのか、主権者云々ということと併せて、原理原則論として条例の第2章よりもっと前に位置付けた方がいいのか。知る権利が第8条の位置にはそぐわないのではないかというご意見も踏まえて、検討が必要。
- ここはペンディング（保留）としたい。次回まで皆さんにお考えいただき、再び議論することはいくらでもできる。「知る権利」を原理原則論として位置付けた方がいいのか、まちづくりの中で、あくまでも参加の前提という意味で位置付けた方がいいのか。宿題ということにしたい。
- 第8条第3項で、主語がないのではないかという論点整理もあったが、私どもとしては、ここは「自主性と自立性が尊重される」と直してはどうかと提案する。
- 私もその方がいいと思う。おそらく、市民の会の方もそれで問題ないのではないか。第3項については、受身形に表現を変えるということで、確認させていただきたい。
- 第1項については、定義は改めて確認するとして、「まちづくり」を幅広い意味で捉え、行政・議会・地域いろいろなことを含めて「まちづくり」という言葉で総称するイメージにしておき、「まちづくりの主体」は市民・議会・行政が想定されているということを確認した上で、「市民はまちづくりの主体としてまちづくりに参加する権利を有している」という形でよろしいか。

永長委員

関谷会長

- 鈴木(弘)委員  
関谷会長
- 市民・議会・行政の三者が主体であるということは、どこかで明記されているか。
  - まだこの協議会では定義を一切していないので、議論の終盤の部分で、定義に立ち返って議論したい。
- 鈴木(弘)委員  
関谷会長
- まちづくりの主体が、市民だけでなく、議会・行政も含めた三者であるという意味は分かるが、その前に三者が主体であるという定義がなされていないといけないのではないか。そのあたりは、最後の方に回すのか。
  - ご指摘のとおり、ここよりも前の部分で定義しておかないと、このような表現は成り立たないと思うので、その部分も条例の前半の方で改めて規定することが前提となる。
  - 第8条については、第2項はペンディング(保留)で、第1項・第3項については暫定的に確認したということによろしいか。
- 委員一同  
関谷会長
- (異議なし)
- 続いて第9条は市民の役割についてであるが、参加するように「努める」というあり方などの表現でいいかどうか。
  - また、第10条は参加する環境であり、これが整っていないと参加する権利が発揮できないということになる。その環境についてこのような形でいいかどうか。
  - 第11条は、男女共同参画。第12条は子どもの参加。第13条が意見の公募ということで、それらのあり方をどうするのか。このあたりは第4章とも少しかかわりがあると思うが、その辺まで議論を及ばせていきたい。
  - ここでいったん休憩をはさんで、10分後に再開したい。
- (小休止)
- 関谷会長
- 休憩前に引き続き、第9条・第10条についてご意見をお聞かせ願いたい。
- 白土委員
- 第9条第1項に「市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努める」とあるが、表現が強過ぎるのではないかと感じる。その後にも「参加を強制されることはない、参加しなかったことに対して不利益を被らない」と続く。第8条は権利についてうたっているが、義務はどうなっているのか。責任や義務を明記してもいいのではないか。
- 河野委員
- 第9条第2項で、「自らの行動と発言に責任を持つ」としている。「努める」という言い方は、参加することが良いことであるという前提で、このような表現になっている。市民の会では、かなり議論して、参加しなかったことに対する不利益は分からないのではないかという意見もあった。参加しても不利益を被る場合もあるかもしれない。
  - 市民の会としての修正案は、自覚してまちづくりに参加するという文章についてはこのままで、但し書きについては、提言理由に下ろしてもいい

いのではないかということになった。参加しないということの不利益を被るかどうかは、よくわからない面もあったので、提言理由に落とし込むほうがいいのではないかという意見に基づいている。

永長委員

- 「参加するように努める」ということが強過ぎるのではないか、「参加することが良いことである」ということが前提ではないかというご意見があったが、行政の立場から見ると、自治会なども含め、積極的に市民の皆さんに参加していただきたいので、「努めます」という表現は残したいところ。
- 逆に、「また」以降の「不利益を被らない」という表現は強過ぎるので、例えば「ただし、その参加を強制されるものではありません」などの表現でいいのではないかと思う。

関谷会長

- 一つには、権利があるのだから責任を描くべきだというご意見と、そのような中で、強制はしないものの、行政の立場からはやっていただきたいという想いもあるだろうし、前回は、せっかく自治会があるのだから、自治会を通じてみんなで作っていきましょうというご意見も出ていた。それを含めて、「努める」という形がいいのかどうかの一つの論点になる。
- もう一度確認しておきたいのは、必ずしも法律用語として厳密ではないが、「責務」という言葉について、市民に「責務」があるのかというと、あるという考え方と、ないという考え方に分かれる。私は、「責任」はあるが「責務」はない、つまり、責務は権限を与えられた方が、「与えられた」ということにおいて持つものであると考える。市民から選ばれた首長、議員だから、権限を有すると同時に責務を有するという次元の話が、一方ではある。
- それとは別に、市民もいろいろな権利行使をし、いろいろなことを言ったり言ったりするので、何のルールもなく責任もないのかというと、そうではないだろうという考え方もある。他の自治体では、自分で言ったり言ったりすることについては、自分で責任を持つ、他の人をむやみに妨げることはやめよう、などの表現をしているところもある。
- また、事務局から提示された資料には掲載されていないが、「将来世代に対する責任」を掲げている自治体もある。なんでもかんでも借金を未来の子どもたちに委ねてしまうのではなく、「将来世代に対してしっかり責任を持とう」とうたう場合もある。そのような意味での責任のうたい方は、私はあり得ると思う。
- 「権限」が与えられていることに対して発生する「責務」と、それとは違う部分で、自分たちでしっかり律しなくてはならないという「責任」の両方を考える必要があるのではないかということは、交通整理として申し上げておきたい。

白土委員

- そうすると、第8条の提言の理由に「役割（責務）」とあるのは、「責任」と言い換えるべきなのか。

関谷会長

白土委員

関谷会長

- 市民の会の皆さんがどうお考えになったかにもよるが、私の理解で言うと、「責務」よりも「責任」のほうが適切ではないかと思う。
- 納得した。
- 「責務」にしても「責任」にしても、ちょっと表現として強過ぎるという部分もあり、「役割」という言葉を使っている自治体もある。「役割」に「責任」という類のものを条文として入れ込んでいる。事務局で提示している他の自治体についても、流山市は「責務」という言い方をしているが、基本的には「役割」ということになっている。
- 「積極的にまちづくりに参加するよう努める」という表現が良いかどうかについては、私は若干躊躇するところがある。いっしょにやっていくということについては賛成だが、「努める」としてしまうと、「努めない人」は排除されてしまうのか。露骨な排除はないにせよ、「あの人は、参加すべき場所で、何も参加しない」と陰口をたたかれるなど、そのあたりも含めて考える必要がある。
- 「努める」と言うべきなのか、それとも「権利を有しているのだから、権利を行使するかどうかの判断は個人ですべき」というところにとどめておき、それ以上のことは言わないという書き方もある。そのあたりは、皆さんがどうお考えになるか。
- 規定として盛り込むと、やや強くなるが、実質的には、みんなでやろうということをや何とか共有していきたいという難しさがある。
- 法律で、国民の責務や国の責務、自治体の責務をうたっているものもあるように思う。第8条との関係にもなるが、まちづくりの主体として市民がある。その権利を行使せずに放っておけば、まちづくりにはならない。どうしたら行使できるかは、この条例で考えること。権利に伴う一定の責任、責務が努力義務として設けられるべき。
- 基本的な考え方をまとめているものであり、参加しないことを強調する必要はなく、「参加に努める」という市民の役割があるということをや、自覚していただく方に重きを置いた方がいいように思う。
- まちづくりは一人ひとりがやっついていかななくてはならないんだという意識を高める上でも、ここは何らかの規定が必要と思う。役割なのか責務なのかは悩ましいところだが、ある程度明文化しておかないと、「私たちはまちづくりの主体であるが、権利を行使するかどうかは私たちの自由」というのは、勝手ではないかと感じる。
- 大事な論点であり、権利がうたわれ、それをどう行使するかは個人の判断であるというのは一つの考え方。今ご指摘いただいたように、権利をうたう以上、みんなでまちづくりをやっついていこうという考え方をこの中に入れ込むと捉えるのであれば、「参加するように努める」という表現もあり得る。
- このあたりは、条例に価値観を盛り込むべきかということとも関わる。

鈴木(弘)委員

関谷会長



あくまでも、ルールは、いろいろな考え方が共存するという程度にとどめておき、その枠組みの中で、どう行使するのは個人の判断とするのが一つの考え方。もう一つは、みんなでまちづくりをやっていくことがいいことであり、大事なことであり、必要なことであるから、みんなでやっていこうという価値観をもう少し盛り込むという考え方もある。

- 多くの条例を見ていると、どちらかというとも後者の意味合いを持った条例の方が多いかもしれない。そのあたりをみなさんがどうお考えになるか。

森川委員

- 今の関谷会長のお話を伺うと、個人的には、価値観は個々に基準があるものであり、そのようなものは入れるべきではないと思う。
- 条文の中で、「まちづくりの主体であることを自覚し」とあるが、とてもひっかかる。主体であり、自覚することは、その前で散々言っていると思うので、「主体であり、積極的にまちづくりに参加するよう努める」という方が、シンプルでなおかつ積極性のある感じになると思う。

関谷会長

森川委員

丸嶋委員

- ただし書き以降は、私は削除した方がいいと思う。
- 削除するのは、表現として強過ぎるというご意見か。
- あまり好ましくないと思う。
- 私は自治会長を務めて8年目になるが、自分から積極的に手を挙げてやっているわけではなく、やれと言われたから始めたというのが実情である。
- やれと言われてやったように、私自身、「義務」から始まったが、やっているうちに、「よくしよう」という周りからの声があり、支えられて、皆さんにいろいろ提案した。そうなると、私の方も「権利」になる。
- そのように、権利があつて義務があるのではなく、市民活動はまず義務があり、それから権利になり、より良く発展させていくというレベルではないかと思う。
- そのような市民感覚と、この条文は随分かけ離れているような気がする。市民をまちづくりに結集していくという想いがあるのであれば、あまり堅苦しい文章ではなく、もう少しゆるやかな形で、参加したら大いにメリットがあり、その人は地域・集団にとって大切な人材になっていくというような、夢を持たせるような条文であつてほしいという気がする。

三浦委員

- ただし書きの部分で、「積極的に参加するよう努める」という文章だからこそ、「ただし、参加を強制されるものではありません」という文章がないと、参加を強要するような形になってしまう。不利益云々については削除して構わないが、ただし書きの部分は必要だと思う。

高信委員

- 今の（三浦委員の）意見に似ているが、このままの言葉で、「まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加する」ではなく、「参加しましょう」で止めて、「ただし、その参加を強制されること

はあってはなりません」で終わった方がいいと思う。

関谷会長

- やはり呼びかけることも必要だと思うので、「参加しましょう」で「努めます」を削除した方がいいと思う。
- ある程度「みんなでまちづくりに参加していこう」という考え方を共有していこうという、それも一定の価値観であるが、それはゆるやかな形で入れ込むようにして、自覚という表現が強過ぎるのであれば、削除してもいいかもしれないが、例えば「積極的にまちづくりに参加するものとする」とか、「するよう努める」などの表現にしてもいいかもしれない。
- 「しましょう」というと、スローガンのようになってしまうので、(高信委員の) おっしゃっている意味はよくわかるが、「努める」というのも「いっしょにやっといこう」という意味合いで用いており、ある程度逐条解説に加えることができると思う。
- 「参加を強制されることはない」と「不利益を被らない」は、ある程度重複する部分もあるので、「また～」以下は削除するような形にして、表現はいろいろあるが、「市民は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的にまちづくりに参加するように努める。ただし、その参加を強制されることはあってはならない」というあたりにとどめるのが一案。

中山委員

- あるいは、もっと積極的に価値観を入れるべきだというお考えの委員もいるかもしれない。もう少しご意見を伺いたい。
- 第8条で権利をうたっているわけであり、皆さんがおっしゃっているように、責任なり役割なりというのが当然ある。
- 第9条については、「参加するよう努める」というのは、基本的にはいろいろな事情があつて出られない人も多くいるが、市民全体とすると参加するように頑張るんだということであれば、「努めます」という表現で私は良いと思う。
- ただし書き以降は、条例で最後に「不利益は被らない」とうたうようなものはあまりないのではないか。先ほど永長委員がおっしゃったように、解説の方できちんとうたっておけば、それで十分分かるのではないかという気がする。

関谷会長

- 私が最初に申し上げた「価値観を盛り込まない」という方向でいくのであれば、この第1項は削除するという考え方もある。
- まちづくりは大事であり、みんなでやっといこうという趣旨でいくのであれば、先ほど申し上げたように、「努める。ただし強制されることはあってはならない」として、意味合いは解説で加え、第1項は「また」以降を削除する形で残す。そのような意見が比較的多いように見受けられるが、いかがか。
- 同じ「責任」ということであれば、第2項の「自らの発言と行動に責任

を持つように努める」という条文については、これでよろしいか。個人的には、社会的責任や将来への責任を入れた方がいいのではないかと思うが。

田中委員

- 「行動に責任を持つように努める」とあるが、責任を持つように努めなくてもいい場面があるように受け止められかねない。「持つ必要がある」などの表現が良いのではないか。
- 責任は個人の問題であり、きっちり持ってやらないと、「あの人は言ったのに、言ったとおりに行動しない、責任も取らない」ということになってしまっは困る。
- 逆に、第1項は、むしろ積極的に厳しく言ってもいいのではないかと思うが、責任は「持つように努める」のはあり得ないのであり、持つか持たないか、二者択一であると思う。

関谷会長  
丸嶋委員

- 「責任を持つものとする」などの表現ではどうか。
- 具体的な活動の場面になると、発言あるいは出席が責任問題で問われるなど、この文面が前面に出てくる。
- 私自身の感覚としては、小中学校の先生の指導の場面を想起してしまう。大人の世界であれば、このようなことは必要ないし、分からないのであれば、そのコミュニティの中で教えていけばいい話なので、この文章全体が不要ではないか。

関谷会長

- まさにそのような考え方もあり、その考え方に立てば、第9条は全部削除になる。それも一つの考え方。
- 一定の枠組みでルールをうたっておいて、市民がどう参加していくのか、どう責任を果たしていくのかについては、お互いに働きかけたり、いろいろな参加をしながら学んでいったり、文字どおりお互いの責任として問われてくるのかもしれない。

森川委員

- 参加にあたって、「参加」の基準が難しいと思った。発言と行動に責任を持つことによって、自分が責任を負いたくないから参加しない、責任を取れと言われたくないので言わないという場面も発生してくると思う。だからといって、市民の権利を入れるとしたら、この文章がないといけない。そのあたりが、もうちょっとどうにかならないかと思う。

田中委員

- 私はその辺の感覚が逆であり、まちづくりをみんなで、市民が自分の持つ力量の範囲で参加をしていく、行政や議会もいっしょになってやっていくというときに、それぞれの出された意見、立場に基づく考え方の表明が無責任であっては、お互いの信頼関係がなくなっていってしまうと思う。そこに関して言えば、少なくとも発言したこと、その中で決まったことについて、責任を持っていただかないといけない。
- 「自分の意見が通らなかったら、知ったことではない」ということになってしまったら、三者が協働してつくり上げていく今後の茂原のまちづくりに、何も出てこなくなってしまう。やはり、参加してやっていくの

が、一つの方法であると思う。まとめていくということも含めて、ある程度の責任感を持って行動するということの表明が、条例の中に必要だと思う。

- 条例の中に権利がうたわれており、知り得た情報を元にした発言について、ある程度きちんと責任を取っていかなくてはいけない。それがお互いの理解につながっていくと思う。
- この提言書を見ていると、行政や議会に対する不信感がかなり出てきているように思う。それでも、市長選挙や市議会議員選挙にあれだけの方が投票するのであり、「あの結果について、自分は知ったことではない」という話はないのであって、投票しなかった人も、投票しなかった結果について、責任を取るはずである。
- 公的な場面では、最終的には特に市民全体、市全体に影響のある発言になるのであり、ある程度の責任の自覚をしてほしいということを含めて、無責任な発言をしてはいけないということについて、言及してもいいのではないか。
- この後の条文でも、市民の参加に向けて、市が積極的にやらなくてはいけないことが要求されている。それに応えていく市民サイドの責任の分担は、あるのではないかと思う。
- 条例であるから、難しい表現になっても仕方がないとは思いますが、私は、議論に入っていけないのが正直なところ。最初からピンと来ない。
- 私は、けっこう若いときから青年会議所というところで、まちづくりについては一般の市民の方より深いところまで活動してきたと自負しているが、この条例が仮にできたとして、一般市民のどういう人がこれを活用するのかがわからない。
- 条例がなくても、自分ができる範囲でまちづくりにいくらでも協力できると思うし、この協議会に出ている、何かピンと来ないのが現実である。
- 何か決まりをつくらなくてはいけないからつくるのであろうが、議論していると法律的な解釈などが出てくるので、私などの頭では言葉自体も見つからないし、方向性も作れないというのが正直なところ。
- 私は、(条例が) できても、携わった人間として非常に興味はあるが、これがあるからまちづくりに協力するというのではなく、あくまでもこれまでのスタンスどおり、自分のできる範囲で、いろいろな関わりを持った人と一緒に茂原市を良くしたいという気持ちは変わらないと思う。
- 市民の会の広報紙の第9号で、マルシェの活動を取り上げた。これは、若いメンバーが集まって、「子どもたちに多くの大人の姿を見せたい」、「地域文化を伝えたい」、「子どもたちの五感に訴えるような本物の力を体験させたい」、「元気な子育てしやすい茂原にしたい」、「おいしい米や野菜をつくっている農家を応援したい」など、非常に盛りだくさんな熱

麻生副会長

犬飼委員

い思いを持って、みんなが集まって実現できるような場を作りたいということ、地道な努力を重ね、参加者を募って実現したもの。

- 今まで、市の方では、一団体のみに関わることをあまりしてこなかったと思うが、趣旨を酌み取って、市の新しい試みとして、場所を提供し、これが実現した。協働ということがうたわれると、このような新しいことが広がっていくと思う。
- 「権利があるから、市民も何かやらなくてはいけない」というのは、確かに価値観を盛り込んでしまうことになるのかもしれないが、私たちの提言書では、三者が一緒にやっというということで、このような形にした。このようなことも、一つの柱になる。これ（条例）が活用されていけば、茂原市を活性化し、元気にしていくことにつながっていくのではないか。そのような積み重ねである。
- マルシェの試みは一例であり、その他にもたくさんあると思う。市の中で、たくさん団体があるが、どこでどのようなことが行われているか知られていない。例えば、民生委員児童委員や青少年育成、健康づくりの方たちがいるが、横につながっていない。これ（条例）をつくることによって、そのようなつながりを構築していくことが、これからにとって意味があるのではないかと思う。
- 「茂原を元気にする会」という若い人たちもいる。そういう若い人たちが、とてもユニークな発想で、いろいろな活動をそれぞれでやっている。それが団結していく、横につながっていくということも、とても大事だと思う。そういう意味で、（条例が）役に立っていけば良いと思う。
- まさに観光や商店街など、市民が元気を出すようなきっかけづくりが重要。議会も行政も関わってくる。
- 私も「元気にする会」には関わっているが、（条例が）なくても活動はできている。かえって、（条例が）ないほうが堅苦しくなくていいのではないか。堅苦しくなると、逆に動けなくなるのではないかと思う。
- 私は麻生副会長に近い感覚を持っており、各団体が横のつながりが無い、やっていないとおっしゃるが、私の住んでいる東郷地区では、民生委員も育成会も自治会も全部で子どもたちのお祭りをやるなど、きちんとやっている。自治会に入っておらず、地域の行事に入っていない人の方が多くなってきているが、東郷地区のサマーカーニバルは、自治会の会費で子どもたちに補助を出し、楽しんでもらっている。そこに来るのは、自治会に入っていない子どもの方が多いような気がする。
- 実際に、地域ではきちんと横の連絡を取って、しっかりやっている場所もあるので、ここ（協議会）に来て、（横の連絡が）ないと言われると非常に不愉快になる。
- マルシェについては、マルシェを活性化するよりは、伝統のある六斎市の活性化を考えてくれた方がありがたかった。茂原の活性化を考えるの

麻生副会長

森川委員

であれば、文化や伝統など、誇りを持てるような企画、若い人たちに伝統を伝えるような企画をしていただいたほうが、まちを元気にするには大事だと思う。東京でいえば三社祭など、伝統を大事にしているからこそ、プライドを持っていると思う。

- ご指摘のとおりであるが、いろいろやれているからルールは必要ではないということではなく、すでにやっているいろいろな活動があるから、それをオーソライズ（公認）する、あるいは根拠を与えるということである。
- 「ただ慣例上やっている」とか、「たまたま気が合う人間がいるからやっている」というだけの話ではなく、「この活動にはこのような意義があり、このような根拠によって開かれている」ということを明らかにすることが、この条例の意義である。
- すでにたくさんの活動があり、それらの意義を改めて、やや堅苦しい文言にはなっているが、こういう「ルール」というものの中で表現すると、このような形になってくる。
- これまで蓄積され、今も行われている活動を維持していく、もっといろいろな可能性を開いていくためにも、このようなルールが必要とされている。
- なぜルールを作るのかというと、自立するからである。青年会議所にも定款があるが、なぜあるのかというと、組織として自立しているからである。自立の一つの証として、定款がある。その組織としてのまとまりであり、組織内部におけるルールであり、社会的にどう見られるのかという位置づけの問題であり、ルールを作るということは自立することである。
- 茂原市のまちづくり全体の中で、ルールを作るということが、自立的な活動、あるいはこれから行う活動を位置付け、評価し、可能性を開いていくことになる。そういう意味合いで、ルールを作っている。
- 直接一人ひとりの市民が、「このルールを使って、このようにしよう」というようにはなかなかならないが、仮に何かをやってみたいと思ったときに、それに一つの根拠を与えてくれるのが、このルールである。あるいは、何かをやろうと思ったときに壁があり、阻害されてしまっているときに、その壁を超える武器を与えてくれるというように考えることもできる。
- 行政と市民という立場が異なる者同士が連携するときにも、異質なものが連携するには、一定のルールのもとでなされないと、それぞれの慣習だけで話をしていただけでは前に進まないし、連携が具体的な形になっていかない。いろいろなことを開くものとして、「ルール」があるということは、改めて確認しておきたい。
- このルールを用いてどういうことができるのかは、条例をつくと同時

丸嶋委員

に、いろいろな事例集やパンフレットをつくるなど、相当なことをやっていかないと、市民には浸透していかない。文言だけをつくれればいいという話ではないということは、併せて確認しておきたい。

- 自治会も、高齢化がどんどん進んでいる。75歳から上は亡くなっていき、高齢化社会といえども、それほど高齢化するわけではなく、むしろ若い人たちがいなくなるという問題の方が大きいのではないかと思う。
- そのような中で、自治会活動もまちづくりの一つと位置付けするのであれば、運営していくのに自治会長や副会長の候補がいらないということもある。
- 防災ということを考えたとき、けがしたときに誰が手当てをするか。私たちの地域は病院が遠く、地元でやらなくてはならない。看護の経験を持つ人材が、地域としては必要である。そのようなところで、他との連携が必要とされる。
- 店がないとなると、コンビニも地域の資源として役立てていかななくてはならない。大地震であれば、指定避難所にお年寄りたちを誰が運ぶのか。民生委員が運ぶというのはできない話であり、地域の人が運ぶのも難しい。地域に置いておくかといっても、行政のルールでは、避難所に来てほしいということになっている。そう考えると、地元だけでは何もできず、場合によってはNPOや他のグループ、市の力も借りなくてはならない。自治会の中だけで完結するような活動は、これからはとてもできなくなってくる。完結できないからこそ、力を貸してもらい、余裕があれば力を貸すという関係で、つくり上げていくことが、「まちづくり」ではないかと思う。
- この条例は、最初、「自治基本条例」として話が進んでおり、途中から「まちづくり条例」のほうがいいのではないかという話になったが、まちづくりに参加するということは、個人のレベルでいえば、共感するかしないかで、参加するか否かが決まってくる。それが人間の原理である。そう考えると、まちづくり条例ではなく要綱のような形にして、まちづくりのしかけを働きかけるような文章で、全体が流れた方がいいように思う。ぜひそのような形にしていきたい。そうしないと、まちづくり条例に市民がついてこない。現に、この（協議会の）中でも意見が出ているのであるから、我々の議論の方向も、もう一度考えなくてはならない。

関谷会長

- この条例がどのように生きてくるのかは、まちづくりのそれぞれの場面に落とし込んでいかないと、なかなか理解できないということは、多分にあると思う。
- この（協議会の）議論の中でも、そもそも論をどどんぶつけていただいて構わない。そもそもこのようなことがなぜ必要なのかということも含めてどどんぶつけていただき、このような意味で必要なのだと

- か、このような意味で不要なのではないかとか、いろいろな意見が出てくると思うので、今後のご発言をお願いしたい。
- 今のところ、第9条のところで、第1項については「また～」以下を削除する、第2項については「責任を持つものとする」という形にすると、だいたい皆さんの意見が反映されるのではないかと思う。そのような修正を加えるということではいかがか。
  - 「努めます」というあたりは、もう少し考える必要があるということになったと思う。
  - 条例をつくることになったのは、一つには行政に対する不信があると思う。皆さん、茂原を良くしたいという気持ちは一緒だと思うが、そのときに今（関谷会長が）おっしゃったように壁があったり、もっと自分たちが意見を通しやすいようにということだと思う。行政のやることをもっと早く公開してほしい、その中に参画したいということがあるのではないかと思う。
  - 私も議員に立候補したときに、なんとか変えたいという思いの中で当選させていただき、いま議会活動をしている。行政に対しても、いろいろな提言をしているし、地域のいろいろな方々から情報を得て、お願い事を受け、議会で発言したり、当局に対して提言したりしている。
  - これ（条例）がなくてはならないのかということについては、皆さん不思議に思っていて、何とか公開してくれ、もっと早い段階から参加させてくれということで、条例をつくらなくてはならない、そのためには権利と義務があり、きちんと発言したからには、なんでもかんでも言い放しで、思ったことを言って「後は知らない」ということではいけないのではないかと思う。提言したり発言したりするからには、覚悟も負わなくてはならないだろうし、そのために自分で責任を持つということは非常に大事である。
  - 皆さんから、いろいろな活動をしているというお話があった。マルシェもそうであるが、先日、アスモというショッピングセンターで「もばちやいる」というイベントが開催された。若いお母さんたちが、子どもたちにいろいろな職業体験をさせたいということで、自分たちで立ち上げた。それに対して、行政の協力も得たいということで、私も話をいただき、市の方に向け合って、協力をお願いした。アスモにも協力を依頼したし、周りの方にもお願いした。消防署や警察など、いろいろな方々が来てくださった。このようなときに、ルールがあれば、一つのよりどころとしてやっていけると思う。
  - 私は、そのためにもこういうもの（条例）がいいと思うが、やはり絵に描いた餅、仏作って魂入れずになってしまっただけではいけない。先ほど麻生副会長がおっしゃったように、（条例が）あったとしても誰が見るのか、9万2千市民のうち実際に何人がまちづくり条例を使うのかということ



ではいけないと思う。ダイジェスト版でも何でも、こういうものができる、市民一人ひとりが参加できるということを、外に対してアピールしていかないと、せっかく市民の会の皆さんが、これだけのエネルギーをもってつくっていただき、この（協議会の）中でもそういう思いの中で検討しているわけであるので、ぜひ皆さんに分かるように、うまく活用できるようにしていただきたい。そのためには、権利を主張するわけであるから、義務も果たしていただきたいと思う。

関谷会長

- まったく同感である。まだ行政の項目を検討していないが、行政不信があるというのはご指摘のとおりであるし、それぞれの方々にいろいろな関心、問題意識があると思う。対行政という部分もあるだろうし、対議会、市民相互、あるいは団体間の部分もあるだろうと思う。
- いろいろな課題意識、問題意識があり、それを克服していきたいということ考えたときに、何が必要になるのか。それを支えてくれる、あるいは根拠を与えてくれるのが、この条例である。
- 単に一般のレベルで考えていても、非常に抽象度の高い、よくわからないというのは、まさにそのとおりであるが、それぞれの立場で個別具体的にご自分に関わっている、携わっている問題・課題等を考えたときに、もっとこのようにしたいというのが出てくれば、そこが一つの考えどころである。まさに条例を運用する場面であるから、この条例がどのように浸透して、いろいろな場面で生きたものになっていくかを、それぞれの方々が具体的に考えていけるような環境づくりをしていくことが、条例をつくる次のステップとして必要になるということ、改めて確認しておきたい。
- 第9条までは、皆さんにご確認いただいたということによろしいか。細かな表現や文言は随時見直していくが、趣旨はご確認いただいたということで、今日の残りの時間で第10条までは確認しておきたいと思う。

千葉委員

- 第10条「参加の機会の保障」という項目は、市民参加の環境をどう整えるかということの一つである。第10条について、ご意見はいかがか。
- これは、市が計画することについての意見集約ということか。先ほど、森川委員や麻生副会長がおっしゃっていたことと違って、個別のことになるのか。第10条をぱっと見たときに、その辺がはっきりしない。
- 第9条までは、私たちもやっているようなまちづくりのことを権利として保障されるという議論であったのが、第10条に来て、急に「市は」という書き出しになり、違和感を覚える。

関谷会長

- 第8条・第9条は主語が「市民は」となっていたのが、第10条になると「市は」となってしまっているので、その辺も含めて、どういう趣旨なのか、市民の会の皆さんから簡単に説明をお願いしたい。

犬飼委員

- 参加の機会の保障をするのは市である。

千葉委員

- 何の参加なのか。

- 犬飼委員
- 参加というのは、最初に申し上げたように、「まちづくりへの参加」である。
- 千葉委員
- 犬飼委員
- そうであるならば、マルシェの話はしてほしくなかった。
  - 行政参加やさまざまなまちづくり活動を指している。行政の立場での「計画立案」という文言があったが、これは第 5 条の関連で、文言が変わってくるのではないかと思う。また、第 7 条の「説明責任・応答責任」のところで、積み残したものが第 10 条に入るということであつたので、（表現が）おそらく変わっていくと思うが、参加するための多様な機会を市が提供するという趣旨である。
- 永長委員
- 前回、第 7 条で重複する部分を削除するというご提案したが、第 10 条について、行政側の考えを整理させていただきたい。
  - 今お話があつたように、第 8 条・第 9 条で権利と役割があり、それに応えるために、第 10 条で市民が市政に「参加する機会の保障」として具現化したものであると行政側では理解している。
  - 行政側の対案としては、先ほども議論があつたが、「市民の市政（または、まちづくり）への参加を保障するため」という一文を加えたほうが、なぜここに入るかがわかりやすくなると思う。
  - 細かい表現の話になるが、「計画・実施・評価」ではなく、「計画、実施および評価」とする。
  - 第 1 項が「提言や意見」、第 2 項が「意見や提言」となっていたが、最初に意見があり、続いて提言になると思うので、「意見や提言」に統一する。
  - 文末表現も、「提供するよう努めるものとします」にする。
  - 第 2 項については、原文は「市民の意見や提言を求め」とあるが、求めることについては第 1 項で言及しているので、第 2 項は「市民の意見や提言に対して」という形にさせていただきたいと思う。
  - また、第 13 条に「意見等の公募」があるが、私どもの考えとしては、「意見等の公募」は、第 10 条の「参加の機会の保障」とかなり重複する部分があるので、第 13 条は削除し、その代わりに、第 10 条第 3 項として意見公募の結果を公表するという趣旨の、「市は、意見公募の手続により市民の意見の提出を求めたときは、その結果をわかりやすく公表するものとします」という文章を付け加えていただきたい。
- 千葉委員
- 先ほど申し上げればよかったのだが、まちづくりをやっているいろいろな方々がいる。それが、各々市の施策の方針に沿うのか沿わないのか、まずは市の方で考えるのだと思う。それをまとめるために、こういう条例をつくって、市が方針を出すということだと思う。それがこの第 10 条に来るんだと思う。急に来過ぎてしまって、全然ピンとこない。
  - 今まで我々がやっている個人的なまちづくりを保障するということだと思う。ここに出てくるのは、市のまちづくりの計画について皆さんの

関谷会長

意見を聴くということであり、全然かけ離れてしまったのではないか。市として、バラバラにあるまちづくりをどう統括していくのかをきちんとしていかないと、第 10 条は生きないと思う。

- ちょっと整理すると、ここの文脈は、第 8 条で市民の権利がうたわれて、第 9 条で責任を含めた役割が描かれ、第 10 条以降は、おそらく市民が責任を伴いながら参加する権利を行使するということを考えたときの、その行使できる環境がどれくらい整えられるかということになると思う。
- 発言する権利を持っていても、役所のどこに行っても「それはあなた個人の意見であるから、お帰りください」となってしまうのは、権利行使が保障されることにならない。そういった場合、どういう形で機会を保障するのかということを考えなくては、権利をうたう実現可能性が半減してしまう。そのような趣旨で、この第 10 条は設けられている。
- 第 10 条で想定されているのは、おそらく行政参加である。先ほどこの協議会で共有してきたのは、行政参加・議会参加・地域参加という包括的なものであって、それを三者でいっしょにやっていくという趣旨で考えてきたが、第 10 条になると途端に行政参加に一気に絞られる。このあたりは、位置付け的にどうか。
- 市政に参加するということであれば、「行政と議会は、市民が参加できる機会を保障する」という言い方になる。市や議会が、市民相互が話し合う場をつくるということも想定される。例えば、自治会と NPO、民生委員児童委員がいっしょに話し合う場というのはほとんどない。お互い当事者同士で議論を持とうと思っても、「なぜそちらが主導するのか」とか、団体・地域の縦割り性のようなものが出てきてしまい、うまくいかないというケースが、どこにでも見られる。そのようなときに、行政は、主導しなくてもいいが、話し合いをするような場や機会をつくってほしいということが、この第 10 条の趣旨の一つである。
- そのような場合、行政や議会がどこまで環境を整えるべきかという話が出てくる。また、地域のまちづくりのことについては、提言書の第 4 章の話になる。行政参加、議会参加と地域参加は第 3 章・第 4 章をまたがる形で描かれており、少しわかりづらいところがあるかもしれない。そのあたりをどう整理するのかも、この後で詰める必要がある。
- 市民参加のまちづくりの中で、参加の機会の保障について、第 10 条から第 13 条まで描かれており、その辺りをどう整理する方がいいのかを含めて、ご意見をいただきたい。
- 市民の活動は、自助・公助・共助という観点から見れば、自助努力である。そのように見ると、市の役割は公助であり、市民の活動を支援する位置付けになると思う。公助、市民の活動を支援するというスタンスの文章であればいいと思う。

丸嶋委員

- 私は、ここに市民参加の機会の保障として載せることについては、位置的にはさほど違和感を持たない。むしろ、そういう環境をつくっていこう、まちづくりをうまくやっていこうということでは、ここに入れ込むことは間違いではないと思う。
- 今の（丸嶋委員の）お話ではないが、もう少し、地域での活動の相互の連携が図れるような仕組みが想起されるような文言を用意したほうがいいのではないか。
- 関谷会長もおっしゃったが、自治会あるいはその他の地域団体などの既存の組織は、ともに自分のテリトリーを大事にし過ぎるので、なかなか横の連携が取れていない。どこかがいっしょにやろうと言い出しても、なぜそちらが主導するのだということになる。防災訓練一つをとっても、「なぜ我々が中心になるのだ」、「なぜ自治会が中心にならないのか」、「それでは嫌だ」ということになってしまう。民間同士、地域でのまちづくりでは、自分たちの最初の関心事以外の他のことに、なかなか目が向かない。
- 私は民生委員をやっているが、一番困るのは、民生委員には任期があるので、誰かにやっていただくときにはありがたい、でも自分になるのは忙しくてダメと言われ、次の担い手がいなくなってしまうこと。自治会やその他の団体でも、同じような問題を抱えているようである。
- 根っこにあるのは、どの団体も地域差がないところで、同じような課題を抱えているのに、一体となって何かをやろうとしても、なかなかできないことである。そういうことが地域で出来上がらないところで、今までどおりのパターンでやっていくと、なかなかうまくいかない。市が、依然として、自治会を通していろんなことを地域社会へ出そうと思っても、自治会の組織率が60%そこそこだと、40%は完全に抜け落ちてしまう。
- 行政がいろいろなことをPRしても、関係ないことは右から左へ通り抜けてしまい、何回やっても頭に残らないが、このようなまちづくりの話が少しずつオーソライズ（公認）されていくと、いろいろな格好で通りが良くなるし、不信感を持たれないで行政が運営できる。市が、なぜこのような条例について、目の色を変えて力を入れるのかと不思議に思っていたが、そのようなことを考えると、分からないでもない。民生委員の立場でも、そのようなことがある。
- 第10条のところは、もう少し幅広く、市がいろいろなところで市民同士の連携や自助と公助の橋渡し、協働・共助の部分をつくり上げていくための支援をできるような文言を含めると、このような場所に置く意味が出てくるのではないかと思う。
- 今の文章のままだと、後ろの方に回してもいいのではないかということになりかねない。この場所に置く意味というのは、行政と地域の任意団

体が連携できていくという、いろいろな場面を想定できるような形で置くことにあると思う。

- 第 10 条を外したり、他に動かしたりするのではなく、ここに残していくという方向で、みんなで考えた方がいいのではないか。
  - 参加の機会の保障は、位置付けとしてはいいと思うが、一つは市民が権利を行使していくということについて、行政としてどうそれを受け止め、どういうやりとりをしていくのかということ、ある程度環境として整えるということがポイントとしてはある。
- 関谷会長
- 文章が「市は」という書き出しなので、そうではなく、市民がまちづくりについて多様な意見や提言を出せるように、市はいろいろな形で機会をつくるという言い方であればいいのではないか。
- 田中委員
- いきなりここに「市は」と出てくるので、違和感がある。「市民参加のまちづくり」とうたっているからには、主語を「市民」にもっていくほうがうまく流れていくのではないか。
- 齊田委員
- 第 3 章全体が、市民の側に立ってまちづくりに参加していくという姿勢のもとで、いろいろな文章がつけられていると思う。そういう見方でこの条文をつくり上げると、全体の流れとして、まちづくりそのものについて、利益を受け、主体的に活動するのは誰なのか、中心がはっきりしてくると思う。
- 田中委員
- 基本的な趣旨は、ずれてはいないと思う。市民がいろいろな意見や提言を出すことができる、市はそれを可能になるような機会を保障していく。さらに、第 2 項は出されたものについて、いろいろな検討をした上で、反映していく。これも、できることとできないことがあると思うが、そのことが「総合的に検討した上で」という表現になっていると思う。
  - 意見を出したが、その後どうなっているのかというのが、おそらく多くの市民の皆さんが気になる場所であり、(行政が)「内部で検討する」と言って半年や 1 年経ってしまうのはよくあることである。そのあたりを踏まえて、このような表現になっているのが第 2 項のポイントである。
  - 市民がいろいろな形で意見や提言を出すことができる、市はそれをしっかり受け止めるということ。これは、市だけで良いか。議会はどうか。
- 関谷会長
- 議会もあつたほうが良い。市の事業プランは、議会の承認を必要とする。行政当局と議会では必ずしも同じにはいかないと思うが、市議会にもある程度伝わっていくような形であればなおいい。
- 田中委員
- 今、議会基本条例も策定されているということだったが、市民、地域住民や学識経験者、専門家などを議会に呼んで、いろいろな議論をしていくという流れにもなっている。
  - 市民のいろいろな考えを、議会としても受け止めていくというようにしてもいいのではないか。
  - 「機会をつくり、受け止めていく」という部分については、市と議会双

丸嶋委員

方を入れるということによろしいか。文言は次回までに修正案をつくった上で、皆さんに提示させていただきたい。

関谷会長

- この手の文章で、よく言われるのは、「努める」のであれば、やらなくていいのかということである。この文章もまさにそうである。できないならば、説明をしてもらう必要がある。
- その表現も含めて、次回ご確認いただくということで、ご理解をいただきたい。
- 次回に向けて、予告的な確認であるが、第 11 条は、男女について、あえて特出ししている。これも近年の傾向として、「男女共同参画」ということがうたわれるようになってきており、市民参加といっても、想定されているのは男性ではないかということが、現実問題としてある。そのような中で、「男女」ということが言われるようになってきたという流れがある。このような形で特出しした方が良いか、皆さんのご意見をお伺いしたい。
- もう一点は「子どもの参加」であり、近年は「子どもの権利条約」や「子どもの権利規定」など、世界的な流れになっている。日本でも、自治体レベルで「子どもの権利条例」などをつくっている。先駆的なのは、岐阜県の多治見市である。
- 例えば、子育て支援や学校教育などを考えるときに、当事者の子どもの目線で聞いているかどうか、そのような「子どもへの配慮」を十分にしていけるような環境づくりも進んでいる。「子ども」も特出しすべきかどうか、皆さんのご意見をお伺いしたい。
- 先ほどは、市と議会が、市民の意見を提出できるような機会を、どう保障していけるかという環境整備の話であったが、今度は主体に注目して、子どもや女性が参加できる環境を整えるということについて、どううたうことができるか。そのあたりが第 3 章の積み残しとしてあるので、そのあたりを次回の冒頭に確認させていただき、その後、第 4 章に入っていきたい。
- 第 4 章は、提言書では「市民自治の仕組み」となっているが、「市民自治」という用法がこれでいいのかどうかも議論の余地があるところ。第 4 章の基本的な趣旨は、私のイメージでは「地域自治」なのではないかと思う。
- 先ほど、「自助・公助・共助」という話もあったが、イメージ的には「共助」の部分で、地域ベースでどう膨らませていくことができるか。今、この部分をどれだけ豊かにしていけるかが、まちづくりの一つの核になっている。
- 以前も申し上げたし、先ほど「行政がなぜ条例づくりに熱心なのか」というお話もいただいたが、行政が単独でやることができる範囲には限界がある。予算的にも人材的にも厳しいものがある。それは、裏返せば、

市民でできることは、どんどん市民でやっていっていただきたいという思いでもあるし、市民の側からすれば、「我々でやれることはやろう」という動きがどんどん起きている。そういう部分の環境を、どうやって開いていくことができるか。そういう動きを、どうやってより積極的につくり出していくことができるか。その仕掛けの話が、この第4章の部分になっていく。そのあたりについて、次回、本格的な議論をお願いしたい。

- 先ほど、茂原市の自治会加入率が約60%というお話もあったが、これを高いと見るか、低いと見るか。一昔前から見たら、確かに下がっている。そういう状況の中で、これまで自治会が地域づくりのコアであり、主体であったとするならば、今後もそれでいいのだという考え方が一方ではあり、最近では、自治会だけでは難しくなってきたので、もっといろいろな人たちが横につながって、すでにつながっている地域もたくさんあると思うが、もっといろいろな可能性を膨らませていくという期待も含めて、新たな仕掛けづくりなども、全国を見渡すと、いろいろな動きが見られる。茂原市ではどのような仕掛けをすることが望ましいのか、可能なのか、効果があるのかについて、皆さんのご意見をお伺いしながら、検討してまいりたい。
- 次回は、第3章の続きと、第4章を中心に、議論をお願いしたい。
- 注文だが、これまで市が仕掛けてきた事例を教えてください。
- 後ほど、個別に相談させていただきたい。
- 可能であれば、情報提供をお願いしたい。
- 一点申し上げるのを忘れたが、第4章には「住民投票」も含まれている。これも大きな課題の一つになっている。次回、地域自治やコミュニティ関係とともに、住民投票まで検討が及ぶかどうか、議論の膨らませ方いかんにもよるが、第4章までを次回の範囲として、意見のまとめ等の準備をお願いしたい。
- 議題(2)のその他について、ご発言をお願いしたい。
- 次回、第4章の検討に入ることだが、議会においても議会基本条例を策定中であり、議会運営委員会の方で一生懸命スピードアップしてやっていただいている。先にこちら(協議会)が第6章(議会)の検討に入ってしまうと、それとの整合性など、いろいろ懸念されるので、できれば、まちづくり条例の議会の章については、最後の方に回していただきたい。ご配慮のほどお願いしたい。
- 検討項目の順序については、調整して進めてまいりたい。どのような形で進めるかは、次回、改めて確認させていただきたいと思う。
- 次回の会議は6月27日(金)13時から。会場は本日と同じ、市役所5階502会議室になる。

丸嶋委員  
事務局(企画  
政策課主査)  
関谷会長

鈴木(敏)委員

関谷会長  
事務局(企画  
政策課主査)

- 本日、暫定的に合意が得られた第8条・第9条までについては、第2章の情報の共有の暫定稿その2と併せ、事務局で作成し、次回協議会の冒頭でご確認いただくような形を取りたい。
- 第10条から第13条までについては、関谷会長に論点整理していただいたものについて、資料を作成し、皆様のお手元にあらかじめお届けするようになりたい。
- 冒頭に、暫定稿を作成する上での説明を漏らしてしまったが、第6条の「個人情報の保護」については、文末が「講ずるものとします」となっており、第7条の「説明責任・応答責任」では「講じるものとします」となっていた。正式には「講ずる」が正しいので、統一して修正させていただきたい。
- また、第5条第3項の「会議の公開」で、「原則として公開する。ただし、非公開とする合理的理由があるときはこの限りでない」とあるが、ただし書きがある場合には、「原則として」とする必要はなく、「公開する」と言い切り、「ただし、非公開の場合は…」ということになるので、そのように修正させていただきたい。
- 次回、6月27日は、庁舎内が節電の関係で、冷房が入らないので、本日と同様に、なるべく空気の入れ替えはしたいと思うが、できるだけ軽装、クールビズでのご出席をお願いしたい。